



平成20年2月7日

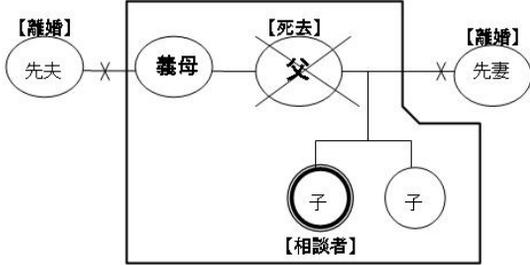
Vol. 40

発行所 加来不動産(有)
発行者 加来 寛
小倉南区守恒本町一十二
二十三・一〇一
(093)九六二一五八一
<http://www.kaku-f.co.jp/>

不動産なんでも相談

Q 私のお義母は再婚同士です。そして私は父の連れ子です。義母には子どもはいません。去年父が亡くなりましたが、父名義の自宅とアパートと預貯金があります。一応、相続税はかかるまいかと思っております。名義等は扱わずにそのままの状態にしようと思っておりますが、司法書士の先生から、もし義母さまが亡くなられたら、今の状態ではあなた達の相続権はありませんよ、と言われたのですが本当ですか？

文章だけでは伝えづらい部分がありますので、左図を参照にしてくださいね。



さて今回のご相談は、一言で言えば「相続」についてのご相談です。

まだ寒さが厳しい日が続いています。皆様、お元気ででしょうか？先日「寒い寒い」と思ったら、梅の木が蕾をつけ、あと少しで花を咲かせようとしていました。当たり前のことですが、長く寒い冬を植物はじっと耐えてようやく花を咲かせるんですね。その蕾を眺めながらふとそんなことを思い、植物の強さを改めて感じた瞬間でした。もうすぐ春ですね♪

園田博美の感動体験！

とても感激しました♪



加来不動産では、売り上げ目標を達成した月は、スタッフとその家族で『お食事会』をするというありがたい行事があります。今回は『ブチsalt (ソルト)』というお店で美味しいお料理を頂きました。お店は、個人のご自宅で大々的な看板も上げておらず、いわゆる「知る人ぞ知る」の隠れ家的なお店です。友達のご自宅に招待された時のような感覚のまま2階の宴の席へと全員で移動しました。そこは、とても落ち着いたお洒落な空間で次々と歓喜の音が上がりました。テーブルの上には、それぞれ模様の違ったお皿やお箸が行儀良く並べられており(後で聞いた話ですが、どの食器もかなり珍しく高価なお皿だとか。知らぬが仏です。)『祝・目標達成 万歳！加来不動産有限会社』と書かれた「本日のメニュー表」が一席づつに置かれていました。お店でこのような心のこもったおもてなしを受けた事のない私は、とても感動し思わず携帯電話のカメラで「パシャ♪」もちろん向かい側では、加来ご自慢のカメラで「カシャ！カシャ！」(カメラを最近、購入)その後、出されたお料理も今まで口にした事のないような美味しく珍しい創作料理の数々で全員、大感動！大満足！なによりも、この料理をお一人で作られたオーナー様には、驚きと尊敬の気持ちでいっぱいでした。私達、スタッフの課題である「心のこもったおもてなし」を、今回は受ける側でしたが心が暖かくなった一日でした。貴重な体験をさせて頂き感謝です！！ありがとうございました。

地域イベント情報

☆「冬景色を楽しむツアール」：冬山をハイキングし上から見下ろす冬景色は、いかが？下山後には、心と体を癒してくれる入浴券付き！
◎日にち：2月17日(日)
◎時間：午前9時集合 午後3時30分解散
◎場所：帆柱ケール山麓駅集合・あじさいの湯解散
◎参加費：1300円

☆「星空観察」：天体望遠鏡で月のクレターや土星の輪を見る事が出来るようになります。冬の星空はやっぱり最高！
◎日にち：2月15日(金)・16日(土)
◎時間：午後7時〜午後9時
◎場所：かぐめよし少年自然の家
◎参加費：無料

再婚夫婦の相続後半

A. 今回のご質問は、上の図のような状態で相続が発生すると、自分達に(図の場合「子」の立場です)相続権はないというのとは本当ですか？との内容ですが、結論からいいますと、本当です。なぜならば、今回のご相談者は義母と養子縁組を

していない状態だからです。

この養子縁組(普通養子)を分かりやすく説明すると、家庭裁判所で実の親子でないもの同士が、法律上の親子関係を生じさせる行為のことです。つまり、この養子縁組(普通養子)をしていなければ、もし義母が亡くなっても、またた場合、今回のご相談内容のように相続権はないということになります。

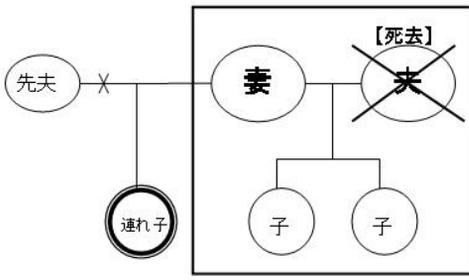


ただし、ある行為をしていればこの問題は防げます。その行為とは、義母が自分の死後、「財産は〇〇へ贈与する」と遺言しておけば、不動産も預貯金も贈与は可能です(遺言する場合は贈与になります)。

では、もし遺言も無かった場合はどうなるのか？というと、このご相談内容の状況であれば(上図参照)、義母のご両親に相続されますし、ご両親が亡くなっているのであれば(裏面へ)

義母のご兄弟に相続されることになりません。つまりお子様達の相続権はないということになってしまっているのです。

また、今回のご相談内容は別にならざるが左図のように、妻には連れ子がおり、夫との間にも子どもができた場合、夫が死亡したときの相続人はどうなるかという点。妻と子だけになります。夫が連れ子を自分の子どもと同様にかわいがってくられても連れ子に相続権はありません。



もし夫が連れ子にも相続権を、と思うのであれば、養子縁組をすれば法律上の親子になりますから、自分の子どもとして相続権が発生することになり

ます。ちなみにたとえ養子縁組（普通養子）をして先夫との親子関係はなくなりませんが、もし先夫が亡くなった場合は二重に相続が発生するということになるのです。なお、子に対しての先夫の相続権はありません。

補足ですが、養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」とがあるのですが、今までお話ししてきたのが前者の「普通養子縁組」のことです。後者の「特別養子縁組」というのは、養子となる子と実親（先夫）との関係を消滅させ、養親を唯一の親とする養子制度になります。



以前に比べると離婚率も高いようですので、今後このような問題は頻繁に起こってくる可能性があります。十分に考えられるのではないのでしょうか。最後まで読んで頂き、感謝いたします。

先月グッときた本の紹介

『忙しいパパのための子育てハッピーアドバイス』



明橋 大二 著 一万年堂出版

私は自分で言うのもなんですが、親バカだと思っています。そして親バカなら親バカらしく、自分の気が向いたときだけ子育てに参加するのではなく、将来は「明るく・元気で・素直な子」になってもらいたいという想いで子どもに接したいと思っています。そのためにはやはり「想い」だけではなく「知識」や「(色々なことに)耐えること」も必要になると思いますこの本を手にとってみました。実際に読んでみて感じた事は、父親の接し方で子どもの成長も変化してくる、ということです。最近、頻繁に起こる親から子どもへの虐待、子どもから親への暴力などの原因には少なからず父親の子どもとの関わりが影響しているのではないかと思います。父親が子どもと関わることで子どもは勿論、妻とのコミュニケーションも良好になり、強いてはそれが自分にも還ってくる。つまり好循環になる、そんな気がしました。しかしつい最近、妻から「あなたは自分の好きなことばかりして良いわね。」と言われました。私の中では随分と家族に協力的と思っていただけに、その言葉で自分の中で協力的と思っている行動と妻から見る私の行動に随分とギャップがあることが判明しました。まだまだ色々な面で反省が必要のようです...

感動日記

【加来寛の感動体験】

先月三十日めでたく私も三十一歳になりました。その前日、スタップから突然のプレゼント♪中身はネクタイ二本とスタップのメッセージ付きのパーデーカード。また、お隣の花屋さんからも本とカレンダールの嬉しい贈り物。この嬉しさはモノをもらったという嬉しさではなく、覚えてくれた、気遣ってくれた、ということの嬉しさです。また三十日の誕生日には会社から休みを頂き、亡き両親へのお墓参りをし、家族団らんな時間を過ごすことができました。♪ちなみに妻は私の好きなブランドの服をプレゼントしてくれました♪また今年一年も自分を磨いていきたいと思います。

【井科隆彦の感動体験】
1月1日、宗像大社に妻とふたりで初詣に行きました。毎年、初詣には行っているのですが、元旦から行くのはすごく久しぶりでした。今シーズンの冬は、なかなか雪が降りませんが、大晦日から元旦にかけて雪が降り、また寒さもとても厳し

かったので、例年よりかなり少なかったようで、スイスイとお参りすることができました。こんなことは初めてです。「一年の計は元旦にあり」ということわざがありますが、願い事や今年一年の抱負、したいことを具体的に願うことが出来ましたので、今年が良いスタートが切れたように思います。この勢いで今年一年も良い年にしたいです。

【鈴木恭蔵の感動体験】
『人生は手帳で変わる』。ある土地家屋調査士の先生の勧めで、先日私はある手帳を購入しました。(妻から借金をしてですけれど...) この手帳は自分の中にある目的意識・目標を明確にして日々の生活・仕事に反映させていくというものです。時間に追われる生活をしてきた私にはかなり衝撃的でした。将来の夢や理想のために、まずはこの手帳の使い方をマスターして、顔晴してみたいと思っています。やはり自分と向き合う時間をキッチンと取らないといけないと改めて実感しました。「影響されやすいね」と言いながらもお金を貸してくれた妻に感謝しています。いざれ何倍にもして返します(笑)